

立川市上砂児童館及び立川市上砂第三学童保育所の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 29 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定による。

立川市上砂児童館及び立川市上砂第三学童保育所の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称及び位置

立川市上砂児童館及び立川市上砂第三学童保育所

立川市上砂町 1 丁目 13 番地の 1

2 法人等の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社明日葉

東京都港区芝 4 丁目 13 番 3 号 P M O 田町東 10 F

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで